

Title	B・ E・ ブラウン著 『比較政治学の新方向』
Sub Title	Bernard E. Brown : New directions in comparative politics
Author	内山, 秀夫(Uchiyama, Hideo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.5 (1963. 5) ,p.100- 107
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630515-0100

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Bernard E. Brown :

New Directions in Comparative Politics

Asia Publishing House, New York, 1962. (vi+91Pp.)

B・E・ブラウン著

『比較政治学の新方向』

本書はB・E・ブラウンが一九六一年の数ヶ月をインドで過した際に、インド行政研究所(The Indian Institute of Public Administration)でおこなった講演に加筆したものである。その意味で、著者自身も「紙数の点と、時間の上での制約から、全体に関する包括的分析が妨げられている」(Preface, v)とのべているように、ここで取り上げられた諸問題が、現代比較政治学の「新」方向と全面的に接触しているとはいえないし、また尖锐な形で提起されているともいえないが、「過去においてなされた業績を非難する意図など毛頭なく、個別的な政府に関する既存の知識を追加することであつて、それに

取つて代らうとすることでない」(Preface, v)ことを目標とする点と、また特に現代比較政治学の一焦点が「開発途上にある諸国」に合わせられている点とを考えあわせると、そうした諸国における「デモクラシーの運命」を論ずる上で若干の示唆を含む啓蒙の書としての役割は一応はたしているといえるであらう。

*

第一章「新方向」では、現代比較政治学の直面している問題のどのいくつかが取り上げられ、指摘されている。まず第一に、比較政治学は、「現代の重大な諸問題をたちまちの中に解決してしまふ魔法でもなく、トリックで一杯になつた靴でもなく」(p. 2)政治学という一般的なデイスジプリンの一部門であり、その方法においてのみ特殊であるという点に強調をおくと主張される。この当然の主張は、しかしながら、政治学は常に比較学であるというアリストテレス以来の命題の単なる反覆に終るものではない。その中には実に、従来の「比較政府論」(Comparative Government)に抜きがたい地歩を固めていた「政治体制の個別的研究」ないしは「各国別アプローチ」を捨象するような偉大な試みが秘められているのである。それは、このアプローチには「諸外国に関する記述的知識が、累積的でない」(強調符原著)こと、すなわち「これ等の諸体制を相互に関連させようとする努力がなされていない」(p. 2)ことが致命的に存在するという認識に発している。著者の表現を用いれば、「積み重ねケーキ」的アプローチの諸限界は、現代世界の有機的理解の緊急性を直視しようとながつている政治学徒の意図に適合するもので

はなかつた。たとえ一國の政治体制を分析するに當つても、「その社会的、文化的、および歴史的傳統という文脈によつて考察さるべきであり、……そうした傳統が、生命を持つた發展過程にある全体を形成している」ことの認識が出發点にならねばならないし、「研究者は、全体的外形の構成部分のいくつかを理解したという態度をとることができるようになる以前に、全体的外形を把握しなければならぬ」(p. 10) ことが根本に据えられるのである。

しかも、こうした全体的把握がさらに、「諸体制を相互に関連させるような努力」に發展することによつて、意味を持つた比較、すなわち「政治現象を多様な方向で関連づけること」(強調符原著)が成立するようになる。しかるに、意味のある比較の方法はどのようなものであろうか。ブラウンはこの問題にたいして、第一章のほとんど全部を當てて論議をおこなつてゐる。その場合に、ブラウンが想定する前提は、「政治研究者全部が、ある特定のスタイルとか、図式を用いると期待することは非現実的である。科学は基本的に、一般的な分析方法を變えることではあるが、それは研究手段の多様性と矛盾するものではない」(p. 11)とのべているように、多元的方法の承認である。しかもそれは、單なる「承認」に終るものではなく、その多元性を積極的に唱導する点にまで發展するものである。では、ブラウンは「科学としての比較分析の一般的な方法」をどのような形で想定しているのであろうか。しばらく彼の論述をたどることにしよう。

「その本質において、いかなる領域においても、科学的研究の特

徴をなす手続きは、まず第一に、競合的な諸仮説を明示し、次に、利用可能な資料によつてそれ等を立証する」(p. 12)ものである。こうした形で規定された「科学」が、「比較政治学の『新方向』の背後に潜む主たる力である」(p. 13)ことは、いうまでもないことであるが、このなまの形の「科学」的方法は、政治学的な修正を経なければならぬ。そうでなければ、あまりにも單純な自然科学とのアナロジーに終り、それは政治学の強心剤としてではなく、自己麻醉劑としての機能をはたすにすぎなくなる。というのは、社会科学における諸仮説は、「科学」が要求する客観性に耐え得るものではなく、非合理的な諸価値によつて決定される世界觀に基づくがゆえに、その立証自体が「暫定的」という条件つきのもだからである。

この指摘は、一面において妥当であると同時に、他面において誤謬を含んでいる。すなわち、「人間は、特定の社会に属しているということから、政治的權威の本質に関する若干の価値と神話を獲得する」ということは、正しいことである。かれ等が、こうした神話を正当化しようとだけ努めるのであれば、社会科学はすべて不可能である。だがもしかれ等が、価値体系を曖昧さと混乱から分離するような批判的分析に委ね、その文化的意味をとりだし、それ等を現実在との関連において検討さるべき仮説の形で表現するならば、科学的研究の基本条件に適合することになる」(pp. 4-5)。かくて社会科学における「科学」は価値の存在によつて否定されるどころか、むしろそれが出發点となつて成立するという宿命を担わねばならないのである。「もし多岐の事実なるものが、まずはじめに一つの理論

に基づいて選択され、また配列されるのでなければ、われわれが直面している多数の事実には、いかにして接近がはたされようか(65)。

しかしこれだけでは、自然科学の「科学」と、社会科学の「科学」との安易なアナロジを切断することにはならない。この両「科学」間の截然たる異質性の存在そのものを確認してかからねばならない。それは主として「予測可能性」(predictability)に関するものであつて、その「法則性」自体にあるのではない。社会科学における「予測可能性」は、自然科学のそれに比較すれば、遙かに低度のものである。しかしそのことは、ある程度まで問題にならない。というのは、社会科学の目標が「予測」にあるのでなく、また「支持者の獲得にあるのでなく、より大きな理解にあるのだ」(65)傍点—内山)という基本的態度に関する共通の確認が存在するからである。だからこの態度が、「観念論的な対象ばかりでなく、市民と支配者の実際の行動を研究する義務」(66)に強調をおく「行動論者」の業績に連結する点にまで発展することを、積極的に肯定しなければならぬのだが、政治行動の中から政治をとりだす業績全部の承認とはならない。むしろ「行動主義」にたいする過大評価は、方法論に関連して提起されうる可能性を持つ重大な諸問題とは無関係な、いわば発散的な「面接調査」に陥る危険性を内蔵することになる。かくて、そうした危険を持たぬ、すなわち「法律学的神話学でもなく、赤ん坊のたわ言でもない」(67)水準での行動研究だけが、われわれの政治行動にたいする関心の中に包含されてくるのである。

しからば、比較政治学の「科学性」に関して、どのような展開

がなされるのであろうか。ブラウンは、比較政治学の目的が政治過程の理解にあることから説きおこす。しかもそれは、「個々の政治体制を個別的に、慣習的に記述することの目的とまつたく同じ」(67)傍点—内山)である。しかしそれが、制度に力点をおいた「伝統的」比較政治学とは異なつた「新」方向であるのは、たとえば Federalist Papers の中で提出されているアメリカの「三権分立」理論からの「自由と権力に関する一般的命題」を、「アメリカだけでなく、いくつかの政治体制が提出する資料にてらして検討し」、「これ等の相違はどのようにして説明されるのか」と問い、さらには「その機能様式を理解するために、アメリカの政治体制を再検討しないわけにはゆかない」次元に立ち戻り、制度上の諸局面での諸国の差異の説明だけでは不適當であることに突き当つて、「諸制度を、より大きな政治的、および社会的全体の一部として、みるようになる」(68)傍点—内山)連続にこそ求められるのである。そして、その理論水準の焦点を、政治現象を社会的、経済的、ないし文化的諸要因に関連させるように意図づけられた「中間領域」に据え、一要因理論に立つ決定論を排し、「パーソナリティのタイプ」、「エリート構成」等の新しいペースペクティブを、その限界を確認しながらも加え、「構造」「機能」分析と「理想型」概念という二つの社会学的スキームを資産に加え、「立証可能な知識の境界線を徐々に拡大する」(69)という目標をはたそうとするのである。そしてその場合に、「ガバメント」、「集団一般」、「価値群」、および「政策のパターン」の四構成要素からなる「政治体制」に、すべての利用可能な手段を投入する。

それも、「政治体制の個々の部分は、すべて有機的に連結している。政治はいつでも、世界という大きな部分に同時に影響を与えている。若干の史的挑戦に対応して動態的であり、また常に変化している」(p.19)というベースベクタイプが前提されている。

第二章において「政党」がとりあげられたのは、いうまでもなく、多数の要請の調停と整合が「政治的決定」の水準に押し上げられる、というあらゆる現代政治に共通の事象において、それがグループと政府との間の溝路としての役割をはたしているその意義においてである。だが現代的な意味での政党の意義は、その沿革を顧ることによつて位置づけられたものでなければならぬ。すなわち、J・マジンソン、J・ブライス、M・オストロゴルスキイ等の政党をデモクラシーの破壊者とする初期の否定的態度から、主としてファシズムとコミューニズムの一党制への対決を通じて、民主主義体制の機能には不可欠であり、「自由と政党制は一致する」積極的肯定の立場に発展したが、現在の後進諸国においてはふたたび、「政治体制の寄生虫」として非難され、「政党を伴なわぬデモクラシー」が唱導される傾向を示しはじめているという歴史の連続において、その意義をとらえねばならない。

確かに政党は、近代デモクラシーの史的附随物として西欧において成立した。その意味では、「デモクラシーが、政党を有せずして近代的諸条件の下で機能できるなどと考えることは、文字通り不可能である」(p.23)がゆえに、「政党を伴なわぬデモクラシー」への要請は、ユートピア的であると極めつけることは容易である。かくし

て、「現在、開発過程にある諸国にあつて滅びつつある政党は、基礎のしつかりした民主主義諸国における政党とは比較すべくもない」(p.23)という一種の楽観論も生れてくる。しかし今は、こうした政党に関する固定した概念を通じての図式から考察を進めるべき時点ではない。特に後進諸国における命題が、(1)少数の教育水準の高いエリートと、多数の文盲の農民大衆との間のはなはだしいギャップの存在、したがつて両者間に何等の組織的連結が存在しないこと、すなわち近代的政党に特徴的な両者間の相互作用の欠如にたいする克服への要請、(2)農民を伝統という束縛から解放し、新たな社会的エネルギーを活性化し、急速な工業化を達成すること、の二つに凝縮されると指摘されれば(p.25-6)、そうした命題の解決に有効であるための、政党制を見いだすことが必要である。フランスやスカンジナビア諸国の多数党制の工業化への有効度、その文化的基礎、またイギリスやアメリカの二大政党制やソ連の一党制におけるそうした効力と意義を比較的文脈において把握し、そこから自己に有利でもあり、適してもいるパターンを見いだすことが、この学問の自発的命題ともなる。

こうしたブラグマティックな要請を想定せずとも、比較政治学プロパーの問題として、従来のごとき政党の類似性への強調を、「政治様式以上のものを包含している若干の重要な相違が存在することを認識する」(p.34)点に転置することによつて、「技術的進歩の結果としての社会的勢力と政党との間の関係は、近代的社会においても、伝統的社会においても、比較的の研究されるし、またさるべきであ

り」(p. 36)、「それぞれの国と、一般的な近代化過程に関するわれわれの理解が、その政治的發展における差異性と類似性を識別し、またそれ等を明らかにしようとする努力することによって高められる」(p. 38) 發展可能性が備わるのである。

第三章「執行部」では、「近代のデモクラシーが、責任を伴なわぬ執行部の恣意的権力を制限し、また緩和しようとする代議制議會の成功を取めた努力の中から発達した」(p. 38) 文脈が、イギリス、アメリカ、ヨーロッパ諸国——特にフランス——の経験から第一に語られる。そして「立法部優位」のデモクラシーの理論が、歴史的には文脈を異にするとはいへ、次第に「執行部優位」の現実にとつて代られた点を指摘し、現代の執行部が、社会保障、産業規制、および高度に技術化した財政政策に関連を持つた一連の種類の諸問題や、国防の局面で、その地位を不動にしている「現実」の内容が加えられる。

こうした現代的意義を歴史的に有する「執行部」が、比較分析の重要な一手段となることは容易に理解されるが、それはまた「あらゆる近代社会においては、機能が権力の主たる源泉である」(p. 39 強調符)原著」という現代の社会科学の認識にもよつて、だからこうした関心が、政策は機構の中枢部分に精通している人たちによつて作成されるという意味で、本来、また理論的には政策の手段であつた「官僚制」にも及ぶことは当然のことである。

しからば、近代化に有効な「近代的」執行部の必要条件とは何か。それは、(1)その責をはたすに足るだけ合理化され、強化されたもの

であること、(2)権力の濫用を妨げるための外部からのコントロールと内部的な抑制策を有すること、の二つであるとブラウンは提起する。この二つの条件は同時に、比較分析に際しての二つの比較軸ともなり、後進諸国の執行部の負うべき実践課題の具体的発見にも結びついてくる。しかしこの条件の一つである内外部からのチェックとコントロールを果たすものと通常は考えられる「政党が、この機能をはたせなかつたら、その目的が類似しているそれ以外の諸制度も凋落するであろう」(p. 34)と指摘されていることから明らかなように、政党および結社が未発達の現時点にある後進諸国では、したがつて有効な執行部の衰退をも招く傾向がある。この断層を満たすものが、第四章でとりあげられた「軍部」である。

第四章では、はじめに、これまで比較政治学は、憲法、政党、および行政といった問題に重点がおかれてきた点が論じられる。その場合にとられた比較的方法は、しかしながら「政治権力を研究するに当つて……妥当であつた」し、かくて「権力に対抗する点で、現在すぐれた意義を持つている勢力——軍部——を研究するに当つても……妥当である」(p. 44)。そしてその方法の妥当性は、デモクラシーの基本原理の一つである「文官優位」という哲学上の争点に関わりを持たず、「その下で政治にたいする軍部の干渉が生ずるような諸条件を比較する」(p. 45)限りにおいて、さらにその程度をますのである。

ブラウンは、比較という目的からすれば、(1)ラテン・アメリカ、(2)フランス、(3)中東およびアジアの新興諸国、の三つの類型で、政

治にたいする軍部の干渉のすぐれた意義を考えねばならぬとしてい
る (cf. p. 88)。「ラテン・アメリカ」の「スペイン人による軍事的、
抑圧的な支配に続いて、Caudillos による支配があり、…ミリタリ
ズムの過剰から、責任を持った市民による文官支配への動きがひき
だされた」という特殊な経験が、むしろ「全世界のより一般的な傾
向に反する」(p. 59)がゆえに、比較分析の照合点となる。「中東と
アジア」では、「一般的に外国の支配下にあつて、民族解放闘争後
に独立を達成し、その後旧植民列強の自由主義的諸制度を採用した
場合が多く…、生命力を持った自由民主主義を達成する意図に失
敗したことから、軍部による干渉への道がひらかれた」(p. 59)ので
ある。「フランス」の一九五八年の場合は、「西ヨーロッパにおける
議会制デモクラシーの支柱の一つであり、それが民主的な先進
国に関するものであつたという理由から」(p. 57)重要であり、
一つの得がたい照合点を形成している。

一般的には、近代化への移行過程にある社会にあつて軍部は、
(1)伝統的支配者の側に立てば、大衆と支配者との連結媒介者として
の古典的な機能を果たし、また(2)革新的な近代化運動の先頭に立つ
場合には、伝統的な支配者の打倒に向かう。(1)(2)のパターンにそれ
ぞれ含まれる変形は、現行体制の変更を含め支配者の交替を軍部
が強制する場合、すなわち反動的役割の担い手としての軍部の干渉
型である。(3)のパターンとしてあげられるのは、伝統的と自由主義
的たるを問わず、いかなる政治体制にあつても、その体制を打倒
するまでに、合理化勢力ないし近代化勢力として軍部が公権力を推

進する場合である。かくて、前述した文官・軍人というデモクラシ
ーの関係においてではなくて、社会集団としての軍部による比較分
析が、先進、後進諸国に無差別に適用されれば、「集団の世界」から
「政治体制」へと貫通するパススペクティブがえられようとブラウ
ンは主張するのである。

第五章では、比較政治学において最も現実的で、最も大きな比重
のかけられた「西欧」と「非西欧」の政治がとり上げられる。この
対象領域の拡大の意義は、「制度によるイギリスとアメリカにおけ
る政治過程の比較は、実際にその二つの文化がかなり類似してい
るがゆえに若干の効用はある。だが同じ用語によつて、イギリスとガ
ーナを比較することは間違いになる。読書能力の程度、階級の差異、
都市化、経済と技術的發展の水準、および国家的統一性の程度」と
いつた問題を検討することが、むしろ必要となる。政治構造と社会
構造との間の関係にたいする新たな強調が、次第に比較政治に関
する理論全体を刺戟することになる。(p. 5)点に存する。この意味
はこれまで、その異質性のゆえに對比不能と想定されていた二領域
が、現実からの要請としての国際政治の拡大によつて、好むと好ま
ざるとにかかわらず、「比較」水準に持ちこまれたことへの理論的
対応の一表現であると考えねばならない。かくして、「西欧」と「非
西欧」という対照自体が、実は「西欧」の理念と技術にたいする種
々の反応水準を示している「非西欧」として把握されているのであ
つても、また「政治活動の正統的な形態と目的に関する意見の不一
致、カリスマ的指導者の普遍、市民による政治活動の統合性の欠如、

漠然とした不明確な「役割」構造、未発達の利益集団組織、および急激でありながらも散漫であり、また過激な場合の多い政治的主張の表現」(p. 72)として内容的に特徴づけられるにしても、「非西欧」の政治は、まさに「政治」であるがゆえに「西欧」のそれと確然たる差異を確保できない「現実」から、いわば現実から抽出されたはずの特徴が、非現実的な意味しか持たぬという不測の事態に直面して、この二分法の意義が失なわれるのである。

かくてブラウンは、「現代の政治体制から特徴目録をひきだすために、社会に関する二つの『理想型』、ないし『モデル』、すなわち伝統的社会と近代的社会との間を識別することが、分析目的にとつてはより有益であろう」(p. 72)強調符(=原著)と提起し、「これ等の用語を用いることには、個人ないし文化に関する下位性とか上位性といったいかなる関係を意味づけようとする意図はなく、……さらにこうした用語は、抽象的な『理論構成』にのみかかわるものである」(pp. 72-3)と加えている。

この概念構成は、いうまでもなくM・ウェーバーの支配類型概念の一適用型であり、また社会内の個人の存在形態に依存するものであり、科学技術を一つの決定因として重要視する相対的、機能的対比である。この理想型からすれば、現実の諸社会は、伝統的社会が近代的社会に収斂する過程での種々のバリエーションとして把握され、「近代的な社会形態は、まったく多様な政治体制と矛盾するものではない」(p. 76)強調符(=原著)とする立場に立ちえ、近代化のダイナミックスに対応可能な理論の動態性が確保できるであろう。か

くして比較政治学は、より実り多い理論として明日に期待をもちうるのである。

*

ブラウンが本書で展開した「方向」は、既成概念の「洗濯」によつてそれに新たな内容を盛りこみ、新たに形成されたスキームによつてその分析有効度を増大せしめるという意味で、たとえば「政党」、「執行部」も「新」概念として参加を認めることである。また、現代比較政治学においても、「集団」という大項目の下で、政党、利益集団という西欧の意味の強い用語によつて分析の主流が形成されていたことから脱して、「軍部」を同じ水準での主要な分析手段として積極的にとり上げたことの功績は大きい。私の知る限り、「比較」というパースペクティブをもつて試みたものは、David C. Rapoportの業績以外に知らないからである。(cf. A Comparative Theory of Military and Political Types, in Huntington, S. P. ed., *Changing Patterns of Military Politics*, New York: The Free Press of Glencoe, pp. 71-101.)。しかし、本書には——というより、アメリカ政治学をこのような形で提示しているものには——第一にその「科学」論と、そして比較政治学の点では「西欧・非西欧」の論点において多くの問題を残しているといわねばならない。

「科学」論では、この学問の科学性を、またまたM・ウェーバーとR・K・マートンに委ねている部分が多い。しかもそれは、ウェーバーの社会科学方法論の中心である文化価値理念を通じての価値自由の点にはつき合わされず、その支配類型に依存している。「科

学」はついに類型学に終るものではなく、ウェーバーの意図したのも実はそこにあつたのではなかつたことを言えば、アメリカ政治学における「ウェーバー不在」が、ここにも歴然と現われている。

価値の多元性を承認する水準で、その後の発展がなく、マートンの「中間領域」(それは、「恒常的な調査研究のルーティーンの中に豊富に包含されている基礎的な小仮説」と「それから経験的に観察された社会行動に因する非常に多数の斉一性をひきだす希望がでてくる」ところの最上のスキームを構成している全包括的な思索」との間に存在する、と規定されて) (cf. R. K. Merton, *Social Theory and Social Structure*, New York: The Free Press of Glencoe, 1936, p.5) 理論に一意的に依存するのでは、政治学の「科学」は前進しない。この点では、ブラウンの比較政治学は、既に展開されたこの分野での方法を一步も進めるものではない。むしろその冗漫な反復に終始しているにすぎない。むしろアメリカ政治学の一つのバイタリティであつた価値判断にかかわらぬ(自由という意味でなく)、プラグマティックな政策にコミットした線で遮二無二前進を続ける方がスマートである。「科学へのあがき」は、比較政治学の分野で力みかえるより、政治学の分野で推進し、それと共に動くことが今の時点ではむしろ望ましい。

第二の「西欧・非西欧」の問題も、実は右の問題に連結している。ブラウンは「近代的・伝統的」社会をもつて、より包括的な「比較」政治の可能性を主張する。だがそれが「理想型」である限り、「西欧・非西欧」とどれだけ有効度に差異があるだろうか。ブラウンはその概念によつて、理論水準にのみかかわるとしている。このこと

は、概念が「無色、無味、無臭」な超現実的な構成物だという意味であつてはならない。「理想型」概念は、歴史的事実の中から抽出された、深部において現実にしつかりと根を下ろしているがゆえに「理想」型でありうるのである。「西欧・非西欧」が実体概念であるというのであれば(前述したブラウンの「特徴目録」参照)、より流動的、機能的な構成要素をもつて規定することも可能である。必要なのは、二つの社会を同水準で評量し、分析しうるような「比較」概念である。この観点からすれば、たとえば S・M・リップセットの「富」、「教育」、「工業化」、「都市化」を比較軸にとつた分析の意義を高く評価できよう (cf. S. M. Lipset, *Political Man*, New York: Doubleday, 1960, especially chapters I ~ III)。われわれの用いる概念自身は機能的なものなのであつて、そのことは要するに、こうした概念形成そのものが問題なのではなく、それこそブラウン自身もふれているように、規定された概念によつて分析がおこなわれ、それがどれだけの仮説を立証したか、という実績によつてその有効度の承認範囲は決定されるのである。垢のついた概念がよくその任に耐えるか。新奇なものが奏功するか。比較政治学は依然として戦国時代の渦中にあるのである。

(内山秀夫)